

学校法人法政大学寄附行為

規定第1号

一部改正	昭和32年 8月19日	昭和34年11月30日	昭和35年 6月21日	昭和38年 2月21日
	昭和40年 5月21日	昭和43年 5月31日	昭和51年 4月 1日	昭和52年 5月27日
	昭和52年 9月26日	昭和53年 3月31日	昭和60年 3月22日	昭和60年 9月10日
	平成 3年 3月19日	平成 4年12月21日	1993年12月13日	1995年11月 9日
	1996年 6月25日	1998年12月22日	1999年 4月 1日	1999年 5月 1日
	2000年 4月 1日	2001年 4月 1日	2002年 4月 1日	2003年 4月 1日
	2004年 4月 1日	2004年 8月24日	2005年 4月 1日	2006年 4月 1日
	2007年 3月29日	2007年 4月 1日	2008年 3月26日	2008年 4月 1日
	2009年 4月 1日	2010年 4月 1日	2011年 4月 1日	2012年 4月 1日
	2013年 4月 1日	2014年 4月 1日	2015年 4月 1日	2016年 4月 1日
	2017年 4月 1日	2018年 4月 1日	2020年 4月 1日	2020年 8月11日
			2021年12月21日	2024年 4月 1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人法政大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区富士見二丁目17番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校その他の教育事業を営むことを目的とする。

(この法人の設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために、次の学校を設置する。

(1) 法政大学

大学院	経済学研究科・法学研究科・政治学研究科・社会学研究科・経営学研究科・人文科学研究科・人間社会研究科・情報科学研究科・国際文化研究科・政策創造研究科・デザイン工学研究科・公共政策研究科・キャリアデザイン学研究科・理工学研究科・スポーツ健康学研究科・法務研究科（法科大学院）・イノベーション・マネジメント研究科（専門職大学院）
法学部	法律学科・政治学科・国際政治学科
法学部（通信教育による課程）	法律学科
文学部	哲学科・日本文学科・英文学科・史学科・地理学科・心理学科
文学部（通信教育による課程）	日本文学科・史学科・地理学科
経済学部	経済学科・国際経済学科・現代ビジネス学科
経済学部（通信教育による課程）	経済学科・商業学科
社会学部	社会政策科学科・社会学科・メディア社会学科
経営学部	経営学科・経営戦略学科・市場経営学科
国際文化学部	国際文化学科
人間環境学部	人間環境学科
現代福祉学部	福祉コミュニティ学科・臨床心理学科
情報科学部	コンピュータ科学科・デジタルメディア学科
キャリアデザイン学部	キャリアデザイン学科
デザイン工学部	建築学科・都市環境デザイン工学科・システムデザイン学科
理工学部	機械工学科・電気電子工学科・応用情報工学科・経営システム工学科・創生科学

科

生命科学部 生命機能学科・環境応用化学科・応用植物科学科

グローバル教養学部 グローバル教養学科

スポーツ健康学部 スポーツ健康学科

(2) 法政大学高等学校全日制課程 普通科

(3) 法政大学第二高等学校全日制課程 普通科

(4) 法政大学国際高等学校全日制課程 普通科

(5) 法政大学中学校

(6) 法政大学第二中学校

(収益事業)

第4条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、不動産賃貸業を行う。

第2章 機関

第1節 理事会及び理事

(理事会の組織)

第5条 この法人に、理事会を置き、理事をもって組織する。

(理事会の権限)

第6条 理事会は、この法人の一切の業務を決し、理事の職務執行を監督する。

(理事会の招集)

第7条 理事会は、毎月1回理事長がこれを招集する。

2 理事長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、随時理事会を招集することができる。

3 理事長は、理事総数の過半数から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会の議長は、理事長とする。

5 理事長が第3項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

6 前項及び第19条の2第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事会成立の定足数)

第8条 理事会は、理事の過半数の出席がなければその議事を開き、議決をすることができない。ただし、第9条第2項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

2 前項の場合において、理事会に附議される事項につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(理事会の議事)

第9条 理事会の議事は、第27条の2及び第32条に規定する場合を除いては、理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において議長は理事として議決に加わることができない。

2 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

3 理事会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した理事及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長、出席した理事1名及び出席した監事が署名しなければならない。

4 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(理事の数)

第10条 理事の数は13人以上14人以内とする。

(理事長の権限)

- 第11条 理事長は、この法人を統括し、この法人を代表する。
2 理事長以外の理事は、この法人を代表することはできない。

(理事長の選任及び任期)

- 第12条 法政大学総長は、この法人の理事長とし、かつ、この法人の設置する大学の学長とする。
2 法政大学総長は、別に定める規則により総長候補者1人を選出し、理事会がこれを選任する。
3 法政大学総長の任期は、4年とし、任期の始期は4月1日、その終期は4年後の3月31日とする。ただし、欠員により補欠選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。
4 法政大学総長は、再選されることができる。ただし、通算2期までとする。
5 法政大学総長は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。
6 前項の場合の後任者の任期は、前項に基づき前任者が任期満了後に引き続き職務を行っていた期間と合算して4年とし、前任者の任期満了時から4年後の3月31日をもって終了する。

(理事長の職務の代理又は代行)

- 第13条 理事長が事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、他の理事が順次に理事長の職務を代理又は代行する。

(常務理事)

- 第14条 理事のうち9人以内を常務理事とし、この法人の日常業務を分掌する。ただし、常務理事以外の理事も、日常業務の一部を担当することができる。
2 常務理事は、理事会の意見を聞き、総長が指名する。

(理事の選任)

- 第15条 総長は、この法人の設置する学校の卒業生の評議員のうちから、理事4人を選任する。選出方法については、別に定める規則による。
2 総長は、教職員のうちから、次の各号に定める理事を選任する。選出方法については、別に定める規則による。
(1) 大学教員理事 5人
(2) 職員理事 1人以上2人以内
(3) 附属中高校長理事 1人
3 総長は、評議員会の意見を聞いて、有識者、この法人に関係ある功労者及び教職員のうちから、理事1人以上2人以内を選任する。選出方法については、別に定める規則による。
4 第2項第2号及び第3項の規定による理事は、合計3人以内とする。
5 第1項及び第2項の規定による理事は、評議員又は教職員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事長を除く理事の任期)

- 第16条 理事長を除く理事(以下、本条では「理事」という。)の任期は、4年とし、任期の始期は4月1日、その終期は4年後の3月31日とする。ただし、欠員により補欠選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。職員理事又は第15条第3項に定める理事が後日選任された場合、その任期の終期は、理事長の任期の終期と同一とする。
2 理事は、再選されることができる。ただし、通算2期までとする。
3 理事は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。
4 前項の場合の後任者の任期は、前項に基づき前任者が任期満了後に引き続き職務を行っていた期間と合算して4年とし、前任者の任期満了時から4年後の3月31日をもって終了する。
5 理事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第2節 監事

(監事の数)

- 第17条 監事の数は、4人とし、1名を常勤とする。

(監事の選任)

第18条 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。選出方法については、別に定める規則による。

- 2 監事は、理事、評議員、この法人の教職員、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の配偶者、役員の子親等以内の親族を除く者から選任する。
- 3 第1項の選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任する。

（監事の任期）

第19条 監事の任期は、4年とし、任期の始期は4月1日、その終期は4年後の3月31日とする。ただし、欠員により補欠選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 監事は、再選されることができる。ただし、通算2期までとする。
- 3 監事は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。
- 4 前項の場合の後任者の任期は、前項に基づき前任者が任期満了後に引き続き職務を行っていた期間と合算して4年とし、前任者の任期満了時から4年後の3月31日をもって終了する。
- 5 監事のうち半数を2年ごとに改選する。
- 6 監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

（監事の職務）

第19条の2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第3節 評議員会及び評議員

（評議員会の組織）

第20条 この法人に評議員会を置き、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) この法人の教職員のうちから選任された者23人以上30人以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢30年以上の者のうちから選任された者23人以上30人以内
- (3) 有識者及びこの法人に関係ある功労者のうちから選任された者10人以内
- (4) 第15条第1項に定める理事を除くこの法人の理事9人以上10人以内

（評議員会の権限）

第21条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の承認を経なければならない。

- (1) 合併

- (2) 私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる事由による解散
- (3) 重要な資産の処分に関する事項

(同上)

第22条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の議決を経なければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）
- (2) 事業計画
- (3) 寄附行為の変更
- (4) 収益事業に関する重要事項

(同上)

第22条の2 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業に関する中期的な計画
- (2) 役員に対する報酬等の支給の基準

(同上)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員会の招集)

第24条 評議員会は、毎年2回以上理事長がこれを招集する。

- 2 理事長は、私立学校法第37条第3項及び第41条第5項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に、評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集するには、少なくともその会日の7日前に各評議員に対し、会議の目的たる事項を記載した招集の通知を発しなければならない。

(評議員会の議決)

第25条 評議員会の議長は、評議員の互選によりその都度これを定める。

- 2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決をすることができない。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 3 前項の場合において、評議員会に附議される事項につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 4 評議員会の議事は、第27条の2及び第32条に規定する場合を除いて、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において議長は評議員として議決に加わることができない。
- 5 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。
- 6 評議員会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長、出席した評議員2名及び出席した監事が署名しなければならない。

(評議員の選任)

第26条 第20条第1号及び第3号に規定する評議員は、理事会がこれを選任する。

- 2 第20条第2号に規定する評議員は、別に定める規則により、理事長がこれを選任する。
- 3 第20条第1号及び第4号に規定する評議員は、この法人の教職員又は理事の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第27条 評議員の任期は、4年とし、任期の始期は4月1日、その終期は4年後の3月31日とする。ただし、欠員により補欠選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再選されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。
- 4 前項の場合の後任者の任期は、前項に基づき前任者が任期満了後に引き続き職務を行っていた期間

と合算して4年とし、前任者の任期満了時から4年後の3月31日をもって終了する。

第4節 解任

(解任)

第27条の2 理事、監事及び評議員の解任は、次の各号のいずれかの手続きによるものとする。

- (1) 理事会において、理事の2分の1以上の発議により、理事の3分の2以上の議決及び評議員会において出席評議員の3分の2以上の議決がなされた場合。
- (2) 評議員会において、評議員の2分の1以上の発議により、出席評議員の3分の2以上の議決がなされた場合。

第3章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録の記載のとおりとする。

(資産の区分及び処分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産、運用財産及び収益事業用財産の区分は、私立学校法施行規則の規定に基づき、別紙財産目録の区分に従うものとする。
- 3 基本財産は、消費し又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上止むを得ない理由のあるときは、その一部に限り処分し又は担保に供することができる。
- 4 寄附金については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産及び収益事業用財産に編入する。

(会計)

第29条の2 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(決算)

第29条の3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(評議員会に対する決算等の報告)

第30条 この法人の決算及び事業の実績は、私立学校法第46条の規定に基づいて、毎会計年度終了後2か月以内に、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。この場合、監事の意見を添えなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第30条の2 この法人は、毎会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第30条の3 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分

を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給基準

第4章 残余財産帰属者

(残余財産帰属者)

第31条 この法人が解散(合併及び破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、この法人と同種の目的を有する他の学校法人、その他の教育事業を行う者の中から、評議員会の承認を得て、理事会において選定された者に帰属する。

第5章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第32条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、評議員会において出席評議員の3分の2以上の議決を経た後、理事会において理事の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を得なければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、評議員会において出席評議員の3分の2以上の議決を経た後、理事会において理事の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣に届け出なければならない。

第6章 公告の方法

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、法政大学掲示場に掲示して行う。

第7章 補則

(責任の免除)

第34条 役員の仕事をしたことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第35条 理事(この法人の教職員である理事、理事長、常務理事、業務を執行した理事を除く。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が仕事を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(施行細則)

第36条 この寄附行為施行についての細則は理事会において定める。

付 則 (1)

1 この法人の組織変更当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	大内 兵衛
理 事	田熊 福七郎
理 事	錦織 理一郎
理 事	中野 勝義
理 事	佐瀬 昌三
理 事	薬師寺志光
理 事	山村 喬
監 事	半田 秀一

監事 井本 健作

監事 小谷 勝重

- 2 前項の役員は、この寄附行為認可後すみやかに新役員が選任されるまで、この法人の暫定役員となる。
- 3 第12条第2項及び第26条第1項にいう理事会は、この寄附行為認可後最初に行われる総長の選任及び評議員の選任の場合に限り、附則第1項に掲げる理事をもって構成する理事会とする。

付則(2)

- 1 この寄附行為の改正は、昭和34年10月19日から適用する。
- 2 第16条及び第27条の規定にかかわらず、この改正の当時在任する理事・監事及び評議員の任期は、理事・監事については昭和35年4月30日まで、評議員については昭和35年4月4日までとする。

付則(3)

- 1 この寄附行為の改正は、変更認可後、任期満了により行われる理事、評議員の選任のときから適用する。

付則(4) 削除

付則(5)

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成3年3月19日)から施行する。

付則(6)

- 1 平成4年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 工学部電気工学科電気電子専攻及び同学科計測制御専攻は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付則(7)

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成5年12月13日)から施行する。

付則(8)

- 1 平成7年11月9日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 社会学部第一部応用経済学科及び社会学部第二部応用経済学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付則(9)

- 1 この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成8年6月25日)から施行する。

付則(10)

- 1 この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成10年12月22日)から施行する。
- 2 第15条第1項、第2項及び第3項に定める理事構成については、平成11年5月1日に就任する理事から適用するものとする。

付則(11)

- 1 平成10年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

付則(12)

- 1 平成11年4月30日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年5月1日から施行する。

付則(13)

- 1 平成11年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

付則(14)

- 1 平成12年5月24日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (1 5)

- 1 平成13年8月1日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (1 6)

- 1 平成13年12月5日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 工学部電気電子工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則 (1 7)

- 1 平成13年12月20日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (1 8)

- 1 平成14年5月29日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (1 9)

- 1 平成14年12月19日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (2 0)

- 1 平成15年2月14日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 文学部第一部哲学科・日本文学科・英文学科・史学科・地理学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則 (2 1)

- 1 平成15年11月27日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (2 2)

- 1 この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 経済学部第一部経済学科・国際経済学科、社会学部第一部社会政策科学科・社会学科・メディア社会学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則 (2 3)

- 1 この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (2 4)

- 1 この寄附行為は、文科科学大臣認可の日（平成16年8月24日）から施行する。

付 則 (2 5)

- 1 平成16年5月12日理事会議決及び平成16年5月26日評議員会議決のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 法学部第一部法律学科・政治学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則 (2 6)

- 1 平成16年5月26日理事会議決及び平成16年5月26日評議員会議決のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (2 7)

- 1 この寄附行為は、文科科学大臣認可の日（平成17年4月1日）から施行する。

付 則 (2 8)

- 1 平成17年4月13日理事会議決及び平成17年9月14日評議員会議決のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (2 9)

1 平成17年11月9日理事会議決及び平成17年12月14日評議員会議決のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (30)

1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成19年3月29日）から施行する。

付 則 (31)

1 平成18年5月17日理事会議決及び平成18年5月31日評議員会議決のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (32)

1 平成19年2月7日理事会議決及び平成19年2月28日評議員会議決のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (33)

1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成20年3月26日）から施行する。

付 則 (34)

1 平成20年2月27日評議員会議決及び平成20年2月27日理事会議決のこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (35)

1 平成20年12月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (36)

1 平成22年2月24日評議員会議決及び平成22年2月24日理事会議決のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (37)

1 平成22年12月8日評議員会議決及び平成22年12月8日理事会議決のこの寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (38)

1 平成23年12月14日評議員会議決及び平成23年12月14日理事会議決のこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (39)

1 平成24年3月28日評議員会議決及び平成24年3月28日理事会議決のこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (40)

1 平成24年12月12日評議員会議決及び平成24年12月12日理事会議決のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (41)

1 平成25年12月11日評議員会議決及び平成25年12月11日理事会議決のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (42)

1 平成26年12月10日評議員会議決及び平成26年12月10日理事会議決のこの寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (43)

1 平成27年8月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (44)

- 1 平成27年12月9日評議員会議決及び平成27年12月9日理事会議決のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (45)

- 1 平成28年2月24日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (46)

- 1 平成28年3月1日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の寄附行為において選任されたことのある総長、理事及び監事の任期については、第12条第4項、第16条第2項及び第19条第2項にかかわらず、改正前の寄附行為により通算3期までとする。ただし、平成33年4月1日までに就任する総長、理事及び監事の時限措置とする。
- 3 平成29年4月1日に就任する監事のうち2人の任期については、第19条第1項及び第4項にかかわらず、2年とする。

付 則 (47)

- 1 平成28年12月14日評議員会議決及び平成28年12月14日理事会議決のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (48)

- 1 平成28年12月14日評議員会議決及び平成28年12月14日理事会議決のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (49)

- 1 令和2年2月18日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (50)

- 1 令和元年12月11日評議員会議決及び令和元年12月11日理事会議決のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (51)

- 1 この寄附行為は、文科科学大臣認可の日（令和2年8月11日）から施行する。
- 2 常勤の監事については、令和3年4月1日以降に就任するものとする。

付 則 (52)

- 1 この寄附行為は、文科科学大臣認可の日（令和3年12月21日）から施行する。

付 則 (53)

- 1 令和5年9月27日評議員会議決及び令和5年9月27日理事会議決のこの寄附行為は、令和6年4月1日から施行する。

認 可	昭和26年	3月	8日
施 行	昭和26年	3月	15日
一部改正	昭和32年	8月	19日
一部改正	昭和34年	11月	30日
一部改正	昭和35年	6月	21日
一部改正	昭和38年	2月	21日
一部改正	昭和40年	5月	21日
一部改正	昭和43年	5月	31日
一部改正	昭和51年	4月	1日
一部改正	昭和52年	5月	27日
一部改正	昭和52年	9月	26日
一部改正	昭和53年	3月	31日
一部改正	昭和60年	3月	22日
一部改正	昭和60年	9月	10日

一部改正	平成	3年	3月	19日
一部改正	平成	4年	12月	21日
一部改正	平成	5年	12月	13日
一部改正	平成	7年	11月	9日
一部改正	平成	8年	6月	25日
一部改正	平成	10年	12月	22日
一部改正	平成	11年	4月	1日
一部改正	平成	11年	5月	1日
一部改正	平成	12年	4月	1日
一部改正	平成	13年	4月	1日
一部改正	平成	14年	4月	1日
一部改正	平成	15年	4月	1日
一部改正	平成	16年	4月	1日
一部改正	平成	16年	8月	24日
一部改正	平成	17年	4月	1日
一部改正	平成	18年	4月	1日
一部改正	平成	19年	3月	29日
一部改正	平成	19年	4月	1日
一部改正	平成	20年	3月	26日
一部改正	平成	20年	4月	1日
一部改正	平成	21年	4月	1日
一部改正	平成	22年	4月	1日
一部改正	平成	23年	4月	1日
一部改正	平成	24年	4月	1日
一部改正	平成	25年	4月	1日
一部改正	平成	26年	4月	1日
一部改正	平成	27年	4月	1日
一部改正	平成	28年	4月	1日
一部改正	平成	29年	4月	1日
一部改正	平成	30年	4月	1日
一部改正	令和	2年	4月	1日
一部改正	令和	2年	8月	11日
一部改正	令和	3年	12月	21日
一部改正	令和	6年	4月	1日

(追57)